linformation **=**

男女共同参画社会づくり推進事業補助金のご案内

うるま市では、男女共同参画社会づくり推進のための、意識啓発及び実践活動を行う団体に対して、支援を行います。

【対象団体】

以下のいずれにも該当する団体です。

- ①市内に在住または勤務する者によって構成されている。
- ②構成員の数が概ね10人以上である。
- ③継続的に活動を行っている、又は行おうとしている。
- ④政治活動、宗教活動または営利事業を行っていない。

【対象となる事業】

- (1)男女共同参画社会づくりに関する学習会、講演会等の開催
- ②男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- ③その他、男女共同参画社会づくりに資する活動で、市長が適当と認めた事業

【補助金の額】

- 1事業あたり2万円を上限とします。
- ※詳しくは企画課共同参画係までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】企画課 ☎973-5005

2つの給付金のご案内

平成26年7月30日より 「臨時福祉給付金」と「子 育て世帯臨時特例給付 金」の申請を受付けて おります。対象と思わ れる方へは申請書を郵 送していますのでご確 認ください。





【申請方法】

申請書と同封の記入例などをよく読み記入、押印し、必要書類を貼り付けて 切手不要の返信用封筒を使って郵送での申請をお願いします。(窓口受付も可)

【受付場所・期間・時間】

- ○うるま市役所 本庁3階
- ○平成26年7月30日(水)~平成27年1月30日(金)
- ○平日 午前8時30分 ~ 午後4時まで(※土日、祝日を除く。)

【お問い合わせ先】

○臨時給付金コールセンター ☎098-979-2480平日午前8時30分~午後5時15分(※土日、祝日を除く。)

男女共同参画コーナー

ど~おもう?









<mark>みんなで</mark> 話し合ってみよう!

企画課 ☎973-5005